［項を削る。］

４　魚肉、臓器及び可食部分又は肉様の組織を有する植物性たんぱく等を使用したものについて、原材料の全てが食肉であるかのように誤認させる用語

５　品評会等で受賞したものであるかのように誤認させる用語及び官公庁が推奨しているかのように誤認させる用語。ただし、品評会等で受賞したものであるかのように誤認させる用語については、品評会等で受賞したものと同一仕様によって製造された製品（ソースを加えたものにあっては、ソースを含む。）であって受賞年を併記してあるものに表示する場合は、この限りでない。

チルドぎょうざ類

原材料のうち特定のものを特に強調する用語。ただし、別表第十九のチルドぎょうざ類の項の規定に従い、「魚肉」又は「野菜」の用語を表示する場合、あんに占める重量の割合が次の表に定める割合以上である原材料の名称を冠した商品名を用いる場合又は商品名を併せて、特定の原材料を含む旨及び当該原材料の重量の割合を表示する場合は、この限りでない。

名称	原材料名	あんに占める重量の割合
チルドぎょうざ	食肉 牛肉 豚肉 鶏肉 えび かに その他	三十パーセント 十五パーセント 十五パーセント 十パーセント 十五パーセント 十パーセント 十パーセント
チルドしゅうまい	食肉 牛肉 豚肉 鶏肉 えび かに その他	四十パーセント 十五パーセント 十五パーセント 十五パーセント 十パーセント 十パーセント 十パーセント
チルド春巻	食肉 牛肉 豚肉 鶏肉 えび かに その他	三十パーセント 十パーセント 十パーセント 十パーセント 八パーセント 十パーセント
チルドぱおず	食肉 牛肉 豚肉	三十パーセント 十五パーセント 十五パーセント